

**秋田地方最低賃金審議会**  
**令和4年度第2回 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金専門部会議事要旨**

1 日 時 令和4年10月6日(木) 14:55～16:45

2 場 所 秋田合同庁舎 第2会議室

3 出席者 公益委員 2名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 3名

4 議 題

- (1) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に関する参考人意見書について
- (2) 秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金の改正決定に当たっての基本的な考え方と金額提示について
- (3) その他

5 議事要旨

- (1) 事務局より労働者側参考人から提出のあった意見書及び使用者側参考人から提出のあった意見書について説明があった。委員の質問に対して補足説明があった。
- (2) 労働者側委員、使用者側委員が基本的な考え方について述べた後、金額提示があった。

<労働者側委員主張>

経済の回復が期待されるなか、技術・技能を確実に伝承していくことが重要であり、将来を見据えた人材確保が欠かせない。また、非鉄産業は専門性が高い業種であり、県最賃に対する優位性の保持や専門性に見合う水準として、他産業と比較しても必然的に高くなければならない。秋田県最低賃金は31円引上げられたが、産別賃金は地域別最低賃金より高い水準で引上げていかなければいずれ埋没してしまい、基幹産業としての魅力を失う。

<使用者側委員主張>

日本経済を取り巻く環境は、新型感染症の影響から抜け出しきれず不透明感が持続している中でロシア・ウクライナ戦争の長期化も重なり、エネルギー供給不安に端を発するユーティリティコストや資材高騰による物品費コストが増大し、加えて円安の進行による価格上昇が追い打ちをかけ、見通し難い不安定な状況である。また、将来にわたって大幅な負担増となる「2050年カーボンニュートラル達成」問題や労働力不足解消へ向けた省力化、省人化投資など各企業は極めて困難な状況下におかれることは必至である。

<審議結果>

その後、個別協議(公労会議、公使会議)を行った。その結果、労働者側、使用者側の合意が見られ、秋田県非鉄金属製錬・精製業最低賃金について、23円引上げて時間額を933円とすることで全会一致したことから、審議会令第6条第5項を適用し、本専門部会の決議をもって秋田地方最低賃金審議会の決議とし、秋田労働局長に答申した。

- (3) 事務局から後日答申内容の記者発表を行う旨説明があった。